

私道部分の 非課税扱いの申請を

令和6年1月1日現在、一定の条件を満たす私道を所有する方は、申請によって固定資産税・都市計画税が令和6年度以降、非課税扱いとなります。なお、分筆して道路となっている場合や、すでに非課税となっている私道は、申請の必要はありません。

■申告期限 令和6年1月31日(水)

申市所定の申請書(資産税課で配布)に必要事項を明記し、私道求積図を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9821)へ



就労支援 サイト こがねい仕事ネット

雇用促進と就労支援の目的で、小金井市および近隣の求人情報や事業者情報、仕事に関する講座・イベント等の情報を無料で提供するホームページを開設しています。

【仕事をお探しの方】

パソコンや携帯電話を利用して、求人情報を簡単に閲覧できます。



【事業者の方】

サイトの事業者登録ページから事業者登録申請手続きを行ってください。

審査を経てIDとパスワードを取得した後は、いつでも求人情報等の登録・変更・削除ができます。

■ホームページURL <https://koganei-s.net/>
■モバイル(携帯電話)版 <https://koganei-s.net/mobile/>
問 経済課産業振興係 (☎042-387-9831)

こがねい
仕事ネット

みんなの ひろば

男女平等社会をめざして

男女平等に関する 「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策に男女差別が見られる場合の苦情や、市民生活を営むうえで差別的な扱いを受けた場合の人権侵害による相談について申し出ができます。

相談内容に応じて、必要がある場合は、市は当該機関等の調査をしたり、説明を求め、助言・指導、是正の申請を行います。

また、苦情を公平に適切かつ迅速に処理するため、専門知識のある男女平等苦情処理委員を置いていま

■受付時間 土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分～午後5時

■対市内在住・在勤・在学の方
■苦情・相談申出書(企画政策課男女共同参画室、公民館各館、図書館本館にあるほか市ホームページからダウンロードできます)に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室へ

■苦情処理委員 藤田 太郎さん、山口 恵子さん
他 秘密は厳守します。制度に該当するか不明な場合は、電話でお問い合わせください

女性総合相談を ご利用ください

原則毎週金曜日とそのほか月に1回、実施しています(市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載)。

■相談日時 月曜・水曜・木曜 午後5時～8時、土曜 午後2時～5時(祝日・年末年始を除く)

■相談内容 夫婦関係、職場の人間関係など

■相談窓口 東京ウィメンズプラザ (☎03-3400-5313)

■配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか
ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

■DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889 (24時間対応)

◆ 共 通 ◆
■企画政策課男女共同参画室 (〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-1224)

コンピュータ処理の 個人情報

市では、行政の簡素・効率化および市民の利便性向上のため、業務のIT活用に段階的に取り組んでいます。現在、市民の皆さんからの申請や届け出を通じて収集された個人情報の多くはコンピュータにより記録、処理しています。

これらの個人情報は、個人情報保護法等に基づいて取り扱い、プライバシーが侵害されないよう細心の注意が払われています。

また、平成29年7月から開始された社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における情報提供ネットワークシステムによる情報連携においても、関係する法令等に従った適切な取り扱いに努めています。

情報の収集は必要最小限とし、業務に関わりのない者が情報に接することはできません。

令和5年7月現在、個人情報をコンピュータで処理している主な業務と記録項目は、市ホームページをご覧ください。

問 情報システム課情報システム係 (☎042-387-9827)



市ホームページ

ご利用ください

まなびあい出前講座



皆さんが希望する講座に、市役所、小金井警察署、小金井消防署、各団体、企業等の協力により、職員・社員が出向いて情報を提供する「小金井市まなびあい出前講座」を実施しています。

行政の制度や事業等の市政情報を、分かりやすく説明し、その情報を生かして地域の課題に取り組むなど、皆さんの生涯学習を応援します。

今後さらに講座メニューの充実を図るため、講座を提供できる官公庁・民間団体を募集します。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

■市内在住・在勤・在学の方で構成する10人以上の団体、グループ

※政治、宗教、営利目的の学習会は対象となりません。業務繁忙期は、講座提供ができない場合があります

■講座時間 2時間以内

【市役所講座】

▷月曜～金曜日午前9時～午後9時

▷土曜・日曜日午前9時～午後5時

※年末年始および祝日を除きます

【警察署・消防署・法務省・社会福祉協議会・東京ガス・税務署・都水道局講座】

▷月曜～金曜日午前9時～午後5時

※▷緊急事態発生の際は、中止することがあります▷年末年始および祝日を除きます



市ホームページ

他▷講座の一覧表は、市ホームページまたは生涯学習課窓口(市役所第二庁舎7階)にて配布しているパンフレットをご覧ください▷会場は、申込団体で用意してください▷学習の場ですので、苦情・陳情を伺う場ではありません。趣旨をご理解のうえ、お申し込みください

申 学習会の20日前までにお申し込みください

問 市生涯学習課生涯学習係 (☎042-387-9879 FAX 042-383-1133)、小金井警察署 (☎042-381-0110 FAX 042-383-8190)、小金井消防署 (☎042-384-0119 FAX 042-385-9918)、東京保護観察所立川支部 (☎042-521-4231 FAX 042-521-4239)、社会福祉協議会 (☎042-386-0294 FAX 042-386-1294)、東京ガスネットワーク(株)東京西支店 (☎0570-002211)、武蔵野税務署総務課 (☎0422-53-1311)、都水道局小平サービスステーション (☎042-460-5907 FAX 042-460-5901)